

# 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会

## 第22回会議議事要旨

1 日 時：令和3年3月23日（水） 15：00～17：00

2 場 所：国立感染症研究所村山庁舎管理棟2階 第一会議室

3 出欠状況：出席20名 欠席1名

### 4 議 題

- (1) 国立感染症研究所組織の変更について（令和3年4月1日付）
- (2) 高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告について
- (3) 国立感染症研究所 BSL4 施設の今後に関する検討会報告書のポイントについて
- (4) 令和2年度に実施した主な安全対応訓練等の検証報告及び令和3年度に実施する主な安全対応訓練等の計画について
- (5) 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流について  
（前回令和2年8月5日の協議会以降）

### 5 資 料

資料1 国立感染症研究所（新旧組織図）

資料2 高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告

資料3 国立感染症研究所 BSL4 施設の今後に関する検討会報告書のポイント

資料4-1 令和2年度国立感染症研究所村山庁舎安全管理検証チームの  
検証報告書

資料4-2 令和3年度に実施する国立感染症研究所村山庁舎における主な安全対応訓練について。

資料5 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流。

資料6 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会第21回議事要旨（案）

参考資料 施設運営連絡協議会委員名簿（直近：令和3年3月現在）

6 議事概要（○：質問・意見等 ●：回答・報告等）

- 初めに資料6の昨年8月に開催した第21回会議議事要旨(案)については、協議会の規程を踏まえ、個人情報等のプライバシー、防犯関係及び自由な発想の阻害等を考慮して要点をまとめた。各委員においては、内容について意見等があれば、3月29日(月)までに事務局宛て連絡をいただきたい。意見等がなければ、(案)を削除して国立感染症研究所のホームページに掲載することとしたい。
- 議題1の「国立感染症研究所組織の変更について」、資料1により説明する。例年8月末までに、翌年度必要となる予算組織・定員の要求案を取りまとめ、査定官庁へ提出し、折衝を重ねながら12月前半には政府案を決定し、年明けに通常国会で審議が行われる流れとなっているのが一般的な流れであるが、今般の新型コロナウイルス感染症については、国民の命や生活を守るという課題に対応するため、予算案について厚生労働省と財務省、内閣人事局など査定官庁との話し合いの結果、国立感染症研究所の機能・体制強化も盛り込まれ拡充の形となった。本年度4月1日付けの国立感染症研究所組織の変更について変更点は3点ある、一つ目が感染症パンデミックに対応する部門として実地疫学研究センターを新設した。二つ目は既存の組織を発展的に改組し、研究企画調整センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、治療薬・ワクチン研究センターを設置した。三つ目が感染症に対する幅広い研究を平素から実施できる体制構築のため感染研の定員を362名から来年度は716名に増員した。
- 今回の予算拡充は具体的にどの程度増えたのか教えていただきたい。また、今後も続くものと考えてよろしいか。
- 予算については令和2年度の予算額は約65億となった。令和3年度の予算については現在審議中であるが約105.5億と約40億円の増額となる見込みである。また、予算措置の継続については努力していきたいと考えている。
- 続いて議題2「高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告」について資料2に沿って説明させていただく。前回8月の協議会以降、本年2月末日までに高度封じ込め施設内で実施された作業について、その内容を報告する。現在BSL-4にて進めている業務課題名は「感染性ウイルスを用いた一類感染症の検査法の整備」である。この業務の目的は特定一種病原体等を用いて病原体や病原体に対する抗体を正確に検出する方法を整備することである。業務の具体的な内容は次のとおりである。なお、作業期間中、曝露事故等は発生せず、施設も適切に維持されていたことを申し添える。
  - ①培養細胞を用いたウイルスの増殖および力価の測定

- ②中和抗体価測定方法の整備
- ③ウイルスに対する抗血清の作製
- ④遺伝子検出法および抗原検出法の精度の検証

上記①については前回8月の協議会でも報告したとおり既に完了している。②と③については今回の協議会の時点でほぼ完了している状態である。④については継続中であり本年6月頃に完了する見込みである

- 特定一種病原体等は一類感染症の病原体とどのような関係にあるのか。
- 特定一種病原体等とは、一類感染症をおこす病原体である。エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ラッサウイルス、南米出血熱ウイルス。これらの病原体を指す。
- 特定一種病原体等をすべて所持しているのか。
- 先ほど申し上げた特定一種病原体等について所持している。
- 続いて議題3「国立感染症研究所 BSL 4 施設の今後に関する検討会報告書のポイントについて」を資料3に沿って説明させていただき、初めにこの検討会に至る経緯の説明からさせていただき、令和元年7月に感染症法に基づく特定一種病原体等の輸入に関する厚生労働大臣指定が行われた。その際武蔵村山市長と厚生労働大臣との間で確認事項が取りまとめられたが、その中に施設の老朽化も踏まえ、武蔵村山市以外の適地における BSL-4 施設の確保について検討し、結論を得るという事項があり、本年度の厚生労働科学班による報告書が提出された後、速やかに BSL-4 施設の具体的な検討を行うとともに、武蔵村山市職員を検討組織に参画させる内容が盛りこまれた。これにより国立感染症 BSL-4 施設の今後に関する検討会を設置し、第一回を昨年令和2年11月2日、第二回を同じく12月11日に開催し、報告書をまとめた。この報告書は新たな施設の立地条件等について整理したものである。具体的な設置場所について明記されていないが、具体的な設置場所を決定するのは厚生労働省の責任において行うべきとの考えからである。報告書は、前提として国際的に脅威となり得る感染症対策の強化における BSL-4 施設の必要性及び現在の村山庁舎 BSL-4 施設の老朽化による移転について検討の必要性についてまとめられており、次のとおり11項目の立地要件等が整理された。
  - (1) BSL-4 施設のみを他の施設と位置的に離れたところに設置しないこと
  - (2) 厚生労働本省と近距離であることが必要

- (3) 一類感染症患者を診療する国立国際医療研究センターと遠距離にならないようにすべき
- (4) 公共交通手段を活用してスムーズなアクセスが可能であること
- (5) 自然災害による被害を少なくできることが求められる
- (6) 大学、研究機関、企業などと共同研究を推進するため、近隣に科学的基盤整備されていることが望ましい
- (7) 検査業務だけでなく、治療法の開発など研究に使用できる規模とすべき
- (8) 新たな BSL-4 施設はスーツ型が適切
- (9) 地域の方々の理解を得ることが必須
- (10) 計画から稼働まで5～7年かかることに留意が必要
- (11) 感染研 BSL-4 施設が稼働していない期間があってはならない

これらを踏まえ、今後の進め方として厚生労働省と感染研で集中的に検討を進める体制を構築するため、国立感染症研究所 BSL-4 施設設置準備室を設置し2月から活動を開始している。今後は準備室を中心に適地を求めることになる。

- 感染研の BSL-4 施設が稼働していない期間があってはならないことを踏まえると、BSL-4 施設を並行稼働させる体制も含め、2 施設以上必要となるのではと思えるが、このことについて検討しているか。
- 新たな施設が稼働するまで、現在の施設を使用することになる。BSL-4 施設の2 施設同時運用については考えていない。
- 村山庁舎施設の今後は、BSL-4 以外の施設が残存し稼働していくのか。
- 庁舎構造物の耐用年数があるため、今後20年、30年の間運用していくことはないと思われる。
- 続いて議題4「令和2年度に実施した主な安全対応訓練等の検証報告及び令和3年度に実施する主な安全対応訓練等の計画について」説明させていただく。訓練は BSL-4 施設での事故発生時における初動対応、搬送、関係者への情報伝達を確認し、職員の対応能力の向上を図ることを目的としている。令和2年度の訓練は新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下で制限しなければならない状況であったが、内容を工夫し実施した。訓練内容は消防訓練については、村山庁舎全体としての訓練規模を縮小し11月、3月の年2回実施した。警備・設備員の合同訓練については、新型コロナウイルス感染症流行により4月の訓練を中止としたが、その後は2か月に1回実施している。また、BSL-3 及び BSL-4

の管理区域からの避難訓練を2回実施した。講習会については、バイオリスク管理講習会を2か月に1回、BSL-4施設内で作業に従事する職員向けの講習会を年1回、BSL-4施設など特別管理区域に関わる警備員及び設備員向けの講習を年1回開催している。健康診断に関してはBSL-4施設内で作業に従事する職員を対象として、精神的な状況も踏まえた適性検査を実施している。また、人事院規則に基づき病原体等取扱職員に対する特別定期健康診断を2回実施した。特別訓練について令和2年度はBSL-4実験室内での曝露事故を想定した対応訓練を計画し、昨年10月28日に実施している。対応訓練後に検証を行い、今後は①意識障害等曝露事故以外のケースを想定した対応訓練も行う ②病原体等曝露時において抗ウイルス薬投与の応急措置を検討する等の意見がまとめられた。また、「国立感染症研究所村山庁舎の安全対策、災害・事故対策及び避難対応の強化に関する検討会報告書」に「更なる安全対策の強化を推進する事項」として記載されている、①正面ゲートをはじめ、施設外周の監視カメラの更なる増設。②生体認証システム導入による入退室管理の強化。③BSL-4施設に立ち入る者の爆発物・薬物等の有無を検査する機器の導入によるチェック体制の強化。これらについては、すべて令和2年度内に対応を完了し運用しているところである。

- 先ほど説明があった病原体等曝露時の応急措置対応に関して、消防機関で緊急搬送等の対応する可能性もあると考えるが、どのような手段により医療機関等に搬送することとなっているのか。仮に消防の方で担当しなければならないのであれば、現状では必ずしも情報共有が図れていないと認識しているが。
- 実際に曝露事故が発生した場合、その時点においては病気になっている訳ではなく、感染源になることはない。このような状況下では感染研のマニュアルに基づき公用車により搬送を行うことになる。しかしながらただいま頂戴したご意見を踏まえ、今後は消防機関を含め広く情報共有を進めていきたいと考える。なお、抗ウイルス薬については曝露事故発生時に発症予防や治療効果が期待できるのか検討課題となる。
- 曝露者は新宿の国立国際医療研究センターまで感染研の公用車で搬送するとなっているとのことだが、公用車は常時緊急搬送できる状態になっているのか教えていただきたい。
- BSL-4施設で曝露者が発生した場合、国立国際医療研究センターまで公用車で曝露者を搬送することとなるが、緊急時に備え公用車は常時1台を確保している。運転に従事する者も臨時運転手として複数名を指名しており、体制は整えている。

このことから現状では消防機関への救急車両の要請を想定していないが、あらゆるケースを想定して今後何らかの形で協力が可能とあれば相談させていただきたい。

- 消防機関として緊急に対応しなければならぬ可能性が想定されるのであれば、我々もいざという時に速やかに対応できるよう準備する。ご相談いただければと思う。
- 再度の確認となるが、大きな事故・災害等が発生した際の自治会への連絡体制について伺いたい。また、安全管理講習の対象とされている「設備員」とは、感染研の所員を指しているのか、機器点検等を請け負う業者への教育について注意喚起等含め、遺漏なく実施されているのか伺いたい。
- 1点目の自治会等連絡体制に関しては災害・事故等発生時における対応マニュアルに基づいて連絡体制を構築している。必要に応じ情報伝達のため、マニュアルに基づき災害事故等の緊急連絡先、連絡網に連絡を実施するが、この中に、東大和警察署、北多摩西部消防署の他、近隣の小学校、医療センター等の近隣施設、自治会等への連絡先等も登録しており、近隣の方にも情報を伝達させていただく。2点目の設備員の教育訓練については、警備及び施設メンテナンスを行うため感染研と契約している委託会社の者を「設備員」と呼んでいる。それら設備員に対して毎年教育訓練を実施している。
- 続いて、令和3年度に実施する国立感染症研究所村山庁舎における主な安全対応訓練等について説明させていただき、次年度においても消防訓練、警備訓練、講習会、健康診断、曝露事故対応訓練等について、令和2年度と同様に実施していくこととし、今までの訓練で得た検証結果を生かしつつ資料に示すとおり計画的に実施していく。
- 感染研に隣接する雷塚公園側に設置されている緊急車両通行用ゲートであるが、実際にそこから消防はしご車を進入させて避難訓練を実施してはどうか。
- 非常時において緊急車両と避難者が交錯しなしよう、感染研位置指定道路に通じている正面ゲート方向は村山特別支援学校、東京小児療育病院等の避難経路として確保し、雷塚公園側のゲートについては、緊急車両進入の専用ゲートとして整理している。雷塚公園側の緊急車両通行用ゲートは段差があるため、はしご車は通行できないが、ポンプ車については通行可能となるよう消防と相談し通行用

ゲートの傾斜角度を設定した。雷塚公園の管理は武蔵村山市の管理となっており、市側から公園のウッドチップが損傷するため訓練通行は控えていただきたいとの回答があり、現状では消防車両を通行させる訓練については実施に至っていない。

- せっかく緊急車両専用のゲートを整備したのだから、実際に緊急事態が発生したときに備えどの程度の荷重に耐えられるか予め調査しておく等、検討していただければと思う。
- 続いて議題5「国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流について」報告させていただく。なお、報告内容は昨年8月5日の協議会以降の実績となる。まず、感染研村山庁舎に隣接する雷塚小学校、都立特別支援学校の連絡協議会には感染研職員が委員として委嘱されており、開催の都度出席させていただいている。また、8月28日には武蔵村山公立小中学校 PTA 連合研修会において「新型コロナウイルス感染症対策 PTA で出来ること」について講演を行った。11月3日には武蔵村山市市制施行50周年記念式典が開催され、脇田所長が来賓として参加させていただいた。11月6日には北多摩西部消防署において火災予防業務協力者表彰式があり、感染研の防火管理者が表彰された。11月30日には消防計画に基づく自衛消防訓練を行ったが、新型コロナウイルス感染症のために規模を縮小しての開催となった。本年2月26日に雷塚小学校の生徒を対象に出張授業を行った。今回は6年生を対象にインフルエンザ、新型コロナ等病気の予防に関する講義をオンラインで実施した。また、3月18日には自衛消防訓練として地震を想定した避難訓練、防災機材等の展示、工具や備蓄の品物などの置き場等の確認を行い職員等20名程度が参加した。以上、報告させていただく。
- 感染研村山庁舎の職員の方には折に触れてご相談させていただく機会が多く、例えば移動教室等に当たっての感染対策についてもご意見をいただいている。また、所長を初め感染研職員の方々が私どもの小学校の諸行事に参加していただいている。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響のため実際に参加が叶わなかったものの、そういった姿勢には大変感謝している。また、多忙を極める中、時間を割いて生徒達に対し出張授業で講義を行っていただいた感染研の研究者の方々に対して改めて感謝申し上げたい。
- 本日用意した議題は以上となるが、その他これまで説明した以外の内容も含めて質問、ご意見等があれば願います。

- 村山特別支援学校については校舎の立て替えを予定している。令和5年4月に他所の仮設校舎に一旦移動し、新校舎完成後令和9年4月に再び現在の地に戻る計画となっている。仮設校舎に移動中の期間についても近隣施設として引き続き情報共有をお願いしたい。

また、仮に将来感染研が他所に移転するなどの場合、位置指定道路の今後の取扱等について情報提供いただけるとありがたい。
- 感染研の西側、南北通路は通学路としても日常利用させていただいているが、先日雨水対策工事が完了して年間を通し降雨による水没の心配がなく通学できるようになり助かっている。またこれは市への要望となるが、雷塚公園のゲートボール専用の敷地についてペタンク、輪投げ、ポッチャ等々といった多種のゲームに対応できる多目的グラウンドに改修することを検討していただきたい。

また、この件の進捗状況については逐次連絡をいただきたい。
- 4月から新年度になるため人事異動等で委員に変更が生じる場合については事務局までご連絡をいただきたい、また、次回の協議会開催時期に関しては新型コロナウイルス感染症の流行再拡大が懸念されることもあり、改めてご連絡させていただくこととしたい。本日はこれをもって閉会とさせていただきます。

(以 上)